



INDEX

- 家族構成に変更はありませんか？
- 4月から修繕などに関するお問い合わせ先が変わります！
- 入居者の皆様が行う修繕範囲と内容の記載について見直しを行いました
- 生活音に気配りを・・・
- 緊急連絡先届の提出について
- 家賃減免申請書の受付

(一財)札幌市住宅管理公社の
ホームページアドレスです！

<http://www.s-j-k.or.jp/>



家族構成に変更はありませんか？

春は、卒業や新入学、就職、転勤などにより、家族構成に変更が生じることがあります。

家族構成に変更がある場合は、区役所への届出とは別に、住宅管理公社へも申請(届)が必要です。

◎ 家族構成の変更内容について

- ① 同居者異動届⇒同居親族の死亡、退去、または出生があった場合。
- ② 同居承認申請⇒現在入居を許可された方以外の親族(子・親・配偶者など)を同居させようとする場合。
- ③ 入居承継承認申請⇒名義人が死亡、または離婚等により退去し、引き続き同居親族が住宅に住む場合。

※ 異動の事由が生じてから14日以内に申請書を提出しなければなりません。

◎ その他の変更内容について

- ① 連帯保証人変更申請⇒連帯保証人を変更する場合、および現連帯保証人の住所等に変更があった場合。
- ② 長期不在届⇒入居者全員が15日以上住宅を不在にする場合。

なお、申請(届)には公的証明書の添付が必要な場合があります。また、申請の承認には、各種条件を満たすことが必要となりますので、事前にお問い合わせください。

お問い合わせ

(一財)札幌市住宅管理公社
業務課 家賃係

☎211-2355

！札幌市からの重要なお知らせ

4月から修繕などに関するお問い合わせ先が変わります！

札幌市では、建物などの修繕や設備の保守点検を行う事業者（「指定管理者」といいます。）を定期的に見直しています。

このたび、平成30年4月からの指定管理者を決定しましたので、お知らせいたします。特に**厚別区、豊平区、清田区及び南区については、指定管理者が変更となります**ので、ご注意ください。（それ以外の区については、現在の指定管理者がそのまま継続して業務を行います。）

変更なし 北区、西区、手稲区にお住まいの方

エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社

- 対応窓口：札幌市中央区南1条西4丁目20番地
札幌エスワンビル8階
- 問い合わせ先
 - ・ 月～金曜の8:45～18:00
 - ・ 土曜の8:45～12:00 **011-232-3111**
 - ・ 上記以外の時間帯 **011-232-1874**

変更なし 中央区、東区、白石区にお住まいの方

日興美装工業株式会社

- 対応窓口：札幌市東区北21条東18丁目3-1
- 問い合わせ先：**0120-846-219**

変更有 厚別区、豊平区、清田区、南区にお住まいの方

株式会社東急コミュニティー

【厚別区にお住まいの方】

- 対応窓口：札幌市厚別区厚別中央2条5丁目3-31
新札幌第一生命ビルディング4階
- 問い合わせ先：**011-801-7060**

【豊平区、清田区、南区にお住まいの方】

- 対応窓口：札幌市中央区北3条西2丁目2-1
日通札幌ビル4階
- 問い合わせ先：**011-555-0071**

お問い合わせ先

札幌市 住宅課 管理係 ☎211-2806

お問い合わせ内容ごとの連絡先について

◎ 修繕や点検に関すること

- ・ 建物や敷地の修繕について
- ・ エレベーターなどの設備について
- ・ 退去時に負担する修繕箇所について
- ・ その他、建物の管理について

指定管理者にお問い合わせください

◎ 家賃、届出、迷惑行為などに関すること

- ・ 家賃や駐車場使用料の支払いについて
- ・ 申請書・届出書（収入申告書、家賃減免申請書、同居承認申請書、入居承認申請書、退去届、物品設置届出書、模様替え申請書など）について
- ・ 迷惑行為に関する相談について

（一財）札幌市住宅管理公社・管理人に
お問い合わせください

※ 公社・管理人の連絡先に変更はありません。

入居者の皆様が行う修繕範囲と内容の記載について見直しを行いました

市営住宅の修繕については、入居者・自治会の費用負担にて行うものが決められており、それらの内容は、これまで「入居者募集のパンフレット」や入居説明会でお配りする「市営住宅ガイド」にてお知らせしています。

このたび、皆様からお問い合わせの多い内容などをふまえ、入居者・自治会にて負担いただく範囲、内容をよりわかりやすくするよう見直しました。見直し後の修繕範囲とその内容については次ページの表をご確認ください。**なお、この見直しによって、新たに入居者・自治会のご負担で修繕を行っていただくものはありません。**

◎ 入居者の負担で修繕または取替えていただくもの(共用部分については、一部自治会負担で修繕または取替え)

項目	種別	内容
畳	畳表、畳床、畳縁	修繕・取替(結露によるものも含む)
建具	障子	枠、組子の修繕・取替
	ふすま	紙、中骨、枠の張替・修繕・取替
	戸(トイレ、各室)	引手、取手、戸車、レール、差錠の修繕・取替
	玄関ドア	錠前、鍵、防犯くさり、防犯レンズ、丁番、郵便受、牛乳受のふたの修繕・取替
	窓枠	戸車、レール、クレセントの修繕・取替
	全室ガラス、網戸	修繕・取替
壁、床、天井	部屋壁、床材、天井	張替・修繕・塗装(結露によるものも含む) (ただし、市の指定により行うものとする)
棚、台、カーテンレール、換気等	吊棚、その他の棚	修繕・取替
	流し台、洗面台、ガス台	清掃・修繕・取替
	カーテンレール	修繕・取替
	換気孔、FF排気筒	清掃・修繕・取替
	換気扇、レンジフード	清掃、スイッチ、ヒモ、ハネ、ケース、パンチングメタルの修繕・取替
	(煙突用)夏ぶた	取替
ガス設備	ガス栓	ゴムキャップの取替
給油設備	給油栓、ふた	給油コック、ふたの取替
給排水設備	給水栓(給湯含む)、止水栓、散水栓	カランの修繕、パッキン類(混合水栓のカートリッジを含む)の取替
	台所の排水	清掃、トラップ、目皿の修繕・取替
	洗面台の排水	清掃、目皿、栓(くさりを含む)の修繕・取替
	浴室の排水	清掃、目皿、浴槽の栓(くさりを含む)の修繕・取替
	ベランダの排水	清掃、目皿の修繕・取替
	洗濯機置場の排水	清掃、目皿、ゴム栓(くさりを含む)の修繕・取替
	トイレの排水、便器	清掃、便座、便座ゴム、便座取付金具の修繕・取替、便器の脱着
	紙巻芯棒	取替
	トイレロータンク	ボールタップ、レバー、ハンドル、フロートバルブ、くさりの修繕・取替
電気設備	電球、蛍光灯管	取替
	照明器具	修繕・取替(非常用照明の器具は除く)
	スイッチ、コンセント	修繕・取替
	ブザー、インターホン、押ボタン、プレート、ボックス等	修繕・取替
	テレビ用端子(室内ユニット)、プレート	修繕・取替
暖房器具	放熱器の空気抜きコック、バルブ	修繕・取替
	フィルター	清掃
熱交換器	フィルター	清掃・取替
屋外設備等	集合郵便受、室名札	付属金具(丁番、取手、扉等)の修繕・取替
	集合煙突	清掃(各消防署に問い合わせ)
	物干しフック	修繕・取替
	排水管(屋内含む)、側溝等	清掃(敷地内を含め「札下」の桝まで)
	ベランダ仕切板	取替(火事等による緊急避難に伴う破損を除く)

(リース使用している器具の修理等は、各リース会社へお問い合わせください。)

お問い合わせ先

札幌市 住宅課 管理係

☎211-2806

生活音に気配りを・・・

市営住宅はコンクリート造りのため音が伝わりやすく、意外なほど『生活音』が周囲に影響を与えていることがあります。

下記『生活音』に注意しましょう。

- ☆ 階段・廊下は静かに歩きましょう。
- ☆ テレビやラジオなどの音量には特に注意しましょう。
- ☆ 深夜・早朝のドアや窓、ふすまの開閉はできるだけ静かに行いましょう。
- ☆ 小さなお子さんのいる家庭では、床にじゅうたんを敷くなどして音が響かないように注意しましょう。

音が伝わりやすい住宅であることを理解し、ちょっとした『生活音』でも周りへの気配りを忘れず、ご近所どうしお互いに配慮する生活を皆様で心がけるようにしましょう。



緊急連絡先届の提出について

(対象：一人世帯／平成27年度、平成28年度に未提出の方が対象です)

市営住宅に一人でお住まいの方を対象とした緊急連絡先届について、既に提出期限は過ぎていますが、随時、受付いたしますので、提出をお願いします。

お問い合わせ先 (一財)札幌市住宅管理公社
管理課 管理係 ☎211-3385



家賃減免申請書の受付

市住ニュースさっぽろ(平成30年1月号)でもお知らせしておりますが、家賃の減免期間が平成30年3月で満了し、引き続き減免を希望される方は、平成30年4月末日までに減免申請が必要です。

窓口が大変混雑することから、3月に早めの申請をお勧めします。

お問い合わせ先 (一財)札幌市住宅管理公社
業務課 家賃係 ☎211-2355

※ 住宅管理公社(中央区北1西2オーク札幌ビル1階)の窓口時間延長のお知らせ

家賃減免申請に関して、4月23日(月)から4月27日(金)の間、通常の午後5時15分を午後7時まで延長して受付しますので、日中の手続きが難しい方はどうぞご利用ください。

